

千葉県告示第314号

千葉県老人福祉センター設置管理条例（昭和59年千葉県条例第20号）第12条第1項及び千葉県いきいきセンター設置管理条例（平成14年千葉県条例第14号）第10条第1項の規定により指定した千葉県老人福祉センター及び千葉県いきいきセンターの指定管理者の名称が変更されたので、千葉県老人福祉センター設置管理条例第12条第2項及び千葉県いきいきセンター設置管理条例第10条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

1 名称

千葉市中央いきいきプラザ、千葉市花見川いきいきプラザ
千葉市稲毛いきいきプラザ、千葉市若葉いきいきプラザ
千葉市緑いきいきプラザ、千葉市美浜いきいきプラザ
千葉市大宮いきいきセンター、千葉市花見川いきいきセンター
千葉市あやめ台いきいきセンター、千葉市都賀いきいきセンター
千葉市越智いきいきセンター、千葉市蘇我いきいきセンター
千葉市さつきが丘いきいきセンター
千葉市真砂いきいきセンター、千葉市土気いきいきセンター

2 変更前の指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

千葉市中央区千葉寺町1208番地2

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団

理事長 竹川 幸夫

3 変更後の指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

千葉市中央区千葉寺町1208番地2

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

会長 竹川 幸夫